

栄養教育実習

● A 栄養教育実習について ●

1 栄養教育実習の法的根拠と位置付け

教員は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）により授与された免許状を有する者でなければならないことが、免許法第3条に規定してある。栄養教諭免許状については、免許法第5条に、「別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学において別表第2の2に定める単位を修得した者に授与する」とある（表Ⅱ-1）。基礎資格とは、管理栄養士または栄養士の資格を意味する。

栄養教諭の免許状は3種類あり、二種（準学士相当）は栄養士、一種（学士相当）は管理栄養士相当の単位修得、専修（修士相当）は管理栄養士の免許が基礎資格になっている。

栄養教諭免許状の取得にあたっては、2016（平成28）年11月に免許法、2017（平成29）年11月に教職免許法施行規則が改正され、必要な教職課程科目が新たに示された（表Ⅱ-2）。このなかの第五欄の教育実践に関する科目として、「栄養教育実習」（2単位）が位置付けられている。これが栄養教育実習の単位を必ず修得しなければならない法的根拠である。

栄養教育実習の実施内容については、2004（平成16）年文部科学省『栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について』において、「栄養教育実習について想定される内容」として次のように示されている。

栄養教育実習について想定される具体的な内容

（別紙2）

（1）事前及び事後の指導（1単位）

○事前指導：栄養教育実習の意義や目的、心構えなどのほか、実習の評価の方法、実習後の提出物（実習ノートや指導案など）、実習中の大学との連絡方法などについて指導等

○事後指導：実習の反省、問題点の整理、今後の課題の明確化等

（2）学校での実習（1単位）

○指導教諭等からの説明

- ・学校経営
- ・校務分掌の理解
- ・服务等

○児童及び生徒への個別的な相談、指導の実習

- ・指導、相談の場の参観、補助等

○児童及び生徒への教科・特別活動等における指導の実習

- ・学級活動及び給食の時間における指導の参観、補助
- ・教科等における教科担任等と連携した指導の参観、補助
- ・給食放送指導、配膳指導、後片付け指導の参観、補助
- ・児童生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導の参観、補助
- ・指導計画案、指導案の立案作成、教材研究等

○食に関する指導の連携・調整の実習

- ・校内における連携・調整（学級担任、研究授業の企画立案、校内研修等）の参観、補助
- ・家庭・地域との連携・調整の参観、補助等

■表Ⅱ-1 教育職員免許法第5条に定める栄養教諭免許状の基礎資格

第一欄		第二欄	第三欄
	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に関する教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14

備考

- 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

2 栄養教育実習の意義と目的

栄養教育実習は、栄養教諭をめざしている学生が、大学等で学修した管理栄養士・栄養士としての専門性と教育者としての資質や力量が問われる機会となっている。教育者としての使命感・責任感と情熱をもって、実習に臨む必要がある。

臨地・校外実習はおもに給食管理について行うが、栄養教育実習では、食に関する指導を中心に行う。

（1）栄養教育実習の意義

●学内で学んだ理論を実践的な検証を通して、児童生徒の理解や授業計画・準備とともに栄養教諭の職務について学ぶ。

●学内で研鑽してきた教員としての栄養教諭の資質能力の修得状況や適性を確認し判断する機会。

栄養教育実習は、大学等の講義・演習等で学んださまざまな教育理論や栄養教育理論を、実践の場で生かすことができる重要な機会となる。つまり、小学校・中学校等における学校教育活動や栄養教諭の職務、給食の時間の指導、食に関する指導、児童生徒理解および授業づくり、教職員との連携のあり方等を実際に目で見て、体験し、これまでの学びを確認して実践することができる場である。

また、教育実習生は、学生の身分でありながら、実習先の児童生徒からは「先生」としてみられる。一人一人が教員として児童生徒と関わるので、自覚

と責任をもち、言動や行動に十分注意しなければならない。栄養教育実習は、教育者となるための資質能力、適性を判断したり、栄養教諭を志望していくうえで自分に何が不足しているのか、卒業までに何を身に付けたらよいのかなど、課題を見つけるだけでなく、栄養教諭としての仕事のやりがいや充実感を体験する、きわめて重要な機会となる。

（2）栄養教育実習の目的

栄養教育実習は、学生自身が目的意識をもたないまま実習に臨むと、何も得るものがなく終わってしまう。明確な目的意識をもって実習に臨みたい。

① 学校における教育活動全体を理解すること

学校は、さまざまな職種の教職員によって運営され、全教職員が教育活動に関わっている。このことを栄養教諭として十分理解しておく必要がある。毎日、教職員がどのように動いているのか、日々の給食管理業務とのつながりはどのようになっているのか、全体像を見つめることにより、学校教育の流れを理解することが大切である。

② 栄養管理の実践と食に関する指導のコーディネーターとしての役割を理解すること

栄養教諭の職務は「児童（生徒）の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことである。食に関する指導の教材となる給食献立の作成等、どのように栄養管理が行われているか、また、食に関する指導のコーディネーターとして、校内の連携や家庭・地域との